

【法律改正に伴うもの ア】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・民法改正による成年擬制制度の消滅に伴う「青少年」定義の見直し(条例上「満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう」と定義)

2. 現状・他自治体状況

- ・民法改正(H30改正、R4.4.1施行)により、成年年齢の引き下げ(20歳→18歳)、女性婚姻開始年齢の引き上げ(16歳→18歳)、成年擬制制度の消滅となる。
- ・「青少年」定義における成年擬制制度の規定は、他自治体にもみられる。

3. 対応の方向性

- ・成年擬制制度の規定を削除するなど、「青少年」定義を民法の改正と整合させるよう検討していく(R3.1時点)

⇒ R3.1時点のとおり対応(経過措置を併せて検討)(R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。 (2)~(11) (略)</p>	<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。 (2)~(11) (略)</p>	<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。 (2)~(11) (略)</p> <p>附則(経過措置) 1 施行日前に婚姻をし、この条例による改正前の青少年保護育成条例第7条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この条例の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。</p> <p>2 この条例の施行の際に、満16歳以上18歳未満の女で、その後婚姻した者は、新条例7条の規定にかかわらず、青少年から除外する。</p>

【法律改正に伴うもの イ】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・「覚せい剤」表現の見直し(条例上「覚せい剤」と記載)

2. 現状・他自治体状況

- ・覚醒剤取締法が改正(H31改正、R2.4.1施行)され、「覚せい剤」から「覚醒剤」へと表現が変更されている。
- ・「覚せい剤」表現は、他自治体にもみられる。

3. 対応の方向性

- ・表現を変更するなど、覚醒剤取締法の改正と整合させるよう検討する(R3.1時点)

⇒ 検討の結果、表現変更だけの単独改正はしないといった条例上のルールから、表現変更しないこととする(R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>47条(保護者等の通知義務) 青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>47条(保護者等の通知義務) 青少年が覚醒剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>47条(保護者等の通知義務) 青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。</p>

【法律改正に伴うものウ】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・刑法改正による「みだらな性行為、わいせつな行為」定義の見直し(肛門性交等がみだらな性行為へ)

2. 現状・他自治体状況

【構成要件(参考法令等)】

- ・みだらな性行為・わいせつな行為の根拠(参考とする先)は、それぞれ、昭和48年12月20日大阪高裁、昭和39年4月22日東京高裁の判決及び刑法177条(強姦)と第176条(強制わいせつ)。

【平成29年刑法改正】

- ・平成29年に刑法第177条の「強姦罪」が「強姦性交等罪」に改正され、規制する行為が「膣性交」「肛門性交」「口腔性交」に拡大。

【家族の形が多様化】

- ・「みだらな性行為」は、「健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交」と定義しているが、現在は同性パートナーシップ証明制度に見られるように、家族の形が多様化している。

3. 対応の方向性

【構成要件(参考法令等)】

- ・構成要件(参考法令等)に改正刑法の内容を反映するとともに、後述「家族の形が多様化」も踏まえ、他県も根拠としている昭和60年10月23日最高裁判決「青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性交等」を反映することを検討した結果、改正刑法や最高裁判決を参考とする一方で、具体的な条文への反映等は下記の【平成29年刑法改正】【家族の形が多様化】のとおりとする(R3.1時点)

⇒ R3.1時点のとおり対応 (R3.8時点)

【平成29年刑法改正】

- ・「みだらな性行為」の具体的な行為については、刑法改正内容を踏まえ、「みだらな性行為」にかかわる行為を「膣性交」「肛門性交」「口腔性交」とすることを検討し、性交の表現を見直(刑法を参考法令としていない箇所は、現行のまま)したが一方で、条例上みだらな性行為とわいせつな行為の罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が同じであり、また規制自体に問題が生じ見直しが求められている状況にはないことから、現時点での条文の見直しは見送る(R3.1時点)

⇒ R3.1時点のとおり対応 (R3.8時点)

【家族の形が多様化】

- ・前述「構成要件」も踏まえ、結婚の表現を見直すことを検討したが、「結婚を前提としない」という表現が、「単に欲望を満たすためにのみ行なう性交」に対する一定の抑止となっていることから、条文の見直しは見送る一方で、「結婚」が結婚に準ずる関係も含む旨、解釈を変更し補足することを検討していく。なお、わいせつな行為についても条文上の規定はないものの、「結婚を前提とする場合は、条例の規制の対象外」であることは明白であるので、同様とする(R3.1時点)

⇒ 関係機関と調整の結果「表現変更せず解釈で補足」はできない。今回の関係機関の意見も踏まえ、今に通じる条文となっているか否かは、5年ごとの条例見直しなど機会を捉えて常に検討していく必要がある(R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>【平成29年刑法改正】、【家族の形が多様化】</p> <p>○ 条例</p> <p>10条(有害図書類の指定及び販売等の禁止)</p> <p>知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>3~4 (略)</p> <p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止)</p> <p>知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するがん具類は、有害がん具類とする。</p> <p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>3~4 (略)</p>	<p>【平成29年刑法改正】、【家族の形が多様化】</p> <p>○ 条例</p> <p>10条(有害図書類の指定及び販売等の禁止)</p> <p>変更なし ※参考法令は刑法でも、改正されていない175条(わいせつ物頒布等)に準拠。</p> <p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止)</p> <p>変更なし ※参考法令は火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、軽犯罪法、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>	<p>【平成29年刑法改正】、【家族の形が多様化】</p> <p>○ 条例</p> <p>10条(有害図書類の指定及び販売等の禁止)</p> <p>変更なし ※参考法令は刑法でも、改正されていない175条(わいせつ物頒布等)に準拠。</p> <p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止)</p> <p>変更なし ※参考法令は火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、軽犯罪法、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>

関連する条例(関連条項部分抜粋)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>31条(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止) 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。</p> <p>3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。</p> <p>○ 規則</p> <p>2条(有害興行等の指定の基準) 条例第9条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 性交、自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写しているものであること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>3条(有害図書類とする図書類等の内容) 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。</p> <p>(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～カ(略)</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 性交又はこれを連想させる行為</p> <p>イ 強姦(かん)その他の陵辱行為</p> <p>ウ 同性間の行為</p> <p>エ 変態性欲に基づく行為</p> <p>2(略)</p>	<p>31条(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止) 変更なし ※「結婚」が結婚に準ずる関係も含む旨、解釈を変更し補足することを検討していく。</p> <p>○ 規則</p> <p>2条(有害興行等の指定の基準) 変更なし ※参考法令は民法、児童福祉法、興行場法</p> <p>3条(有害図書類とする図書類等の内容) 変更なし(別途「性別表現の見直し」において変更予定) ※参考法令は刑法でも、改正されていない175条(わいせつ物頒布等)に準拠</p>	<p>31条(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止) 変更なし ※「結婚」が結婚に準ずる関係も含む旨、解釈を変更し補足することを検討していく。</p> <p>○ 規則</p> <p>2条(有害興行等の指定の基準) 変更なし ※参考法令は民法、児童福祉法、興行場法</p> <p>3条(有害図書類とする図書類等の内容) 変更なし(別途「性別表現の見直し」において変更予定) ※参考法令は刑法でも、改正されていない175条(わいせつ物頒布等)に準拠</p>

関連する条例(関連条項部分抜粋)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>○ 解説</p> <p>第31条第1項の解説:本項の例としては、成人が、結婚の意思もないのに、青少年を言葉巧みに誘って、単に自己の情欲を満たすために性交した場合や青少年の性器等を手でもてあそぶなどした場合などがこれに当たるが、結婚を前提とした真に双方の合意ある男女間の性行為は、該当しないものである。</p>	<p>(「結婚」が結婚に準ずる関係も含む旨、解釈を変更し補足することを検討していく。なお、わいせつな行為についても条文上の規定はないものの、「結婚を前提とする場合は、条例の規制の対象外」であることは明白であるので、同様とする。)</p>	<p>(関係機関と調整の結果「表現変更せず解釈で補足」はできない。)</p>

4. 参考(構成要件(参考法令等))

従前	今後	今後
<p>【構成要件(参考法令等)】</p> <p>《みだらな性行為》</p> <p>・昭和48年12月20日大阪高裁『健全な常識を有する一般社会人からみて結婚を前提としない単に欲望を満たすことのためにのみ行なう性行為』</p> <p>・刑法177条(強姦)『暴行又は脅迫を以て十三歳以上の女子を姦淫した者は強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。』</p> <p>《わいせつな行為》</p> <p>・昭和39年4月22日東京高裁『いたずらに性欲を刺激興奮せしめたり、その露骨な表現によって健全な常識のある一般社会人に対し、性的に羞恥嫌悪の情をおこさせる行為』</p> <p>・刑法176条(強制わいせつ)『十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。』</p>	<p>【構成要件(参考法令等)】</p> <p>《みだらな性行為》</p> <p>・変更なし。昭和60年10月23日最高裁判決(下記※参照)も併せて参考とする。</p> <p>※昭和60年10月23日最高裁判決要旨「福岡県青少年保護育成条例10条1項の規定にいう「淫行」とは、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしたか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解すべきである。」</p> <p>・刑法177条(強制性交等)『十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。』</p> <p>《わいせつな行為》</p> <p>・変更なし</p> <p>・刑法176条(強制わいせつ)『十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。』</p>	<p>【構成要件(参考法令等)】</p> <p>《みだらな性行為》</p> <p>・変更なし。昭和60年10月23日最高裁判決(下記※参照)も併せて参考とする。</p> <p>※昭和60年10月23日最高裁判決要旨「福岡県青少年保護育成条例10条1項の規定にいう「淫行」とは、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしたか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解すべきである。」</p> <p>・刑法177条(強制性交等)『十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。』</p> <p>《わいせつな行為》</p> <p>・変更なし</p> <p>・刑法176条(強制わいせつ)『十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。』</p>

【トレンド、他自治体先行事例に伴うもの ア】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・性的暴行・性的虐待の抑止に係る見直し(第31条でみだらな性行為、わいせつな行為の禁止を規定)

2. 現状・他自治体状況

- ・愛知県内で、娘が12歳の頃から性的暴行を父親から受けていた事件(一審無罪。高裁で有罪(R2.3.12))は、全国でフラワーデモが広がるきっかけになった。
- ・刑法犯等の認知・検挙状況(県警データ)によれば、性的暴行に係る認知件数は令和元年で、強制性交等が74件、強制わいせつが317件となっている。また、性的虐待調査報告書(県中央児童相談所)によれば、性的虐待に係る事例数はH21～H28の8年間で299件となっている。
- ・改正刑法で、「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」が新設された。
- ・「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」では、18歳未満の子どもを監護(生活全般を支える)する親や児童養護施設職員など、その影響力に乗じて性交・わいせつ行為をした者を処罰できるようになった。

【R2.8全国照会結果(青少年課)】

条例における「何人」について	都道府県数
条例又は施行規則で規定している	0
条例の逐条解説で記載している	43
全く規定していない	4

※理由

- 各都道府県の回答において理由は基本的に「不明」であった。

3. 対応の方向性

- ・条例では、第31条でみだらな性行為、わいせつな行為の禁止を「何人なんびと」を対象に規定しているが、社会的関心の高まりや性的暴行・性的虐待件数、改正刑法を踏まえ、「何人なんびと」に含まれる保護者による性的暴行・性的虐待の抑止に繋がるよう、また、規制にかかわる条項であり対象を条例に明確にした方が適切であると考えられることから、「何人なんびと」の見える化(定義化)を検討したところ、神奈川県政策法務課より、一般論として定義しないものである旨、見解があったため、解釈による補足を検討していく(R3.1時点)

⇒ 検討の結果、法律で「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の新設をもって、保護者による性的暴行・性的虐待の抑止が見込まれることから、解釈による補足も行わない(R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。</p> <p>(3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(4) ～(11) (略)</p> <p>【何人も～してはならない、努めなければならない】</p> <p>10条(有害図書類の指定及び販売等の禁止) 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 何人も、青少年に対し、有害図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。</p> <p>13条(団体表示図書類の販売等に係る努力義務等) 知事は、図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体であつて、青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適當な図書類の判定のための審査を行い、その結果に基づく表示を定めているもののうち、規則で定める基準に該当するものを指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、青少年に対し、団体表示図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないように努めなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>7条(定義) 変更なし ※「何人」は一般論として定義しないものである。解釈による補足を検討していく。</p>	<p>7条(定義) 変更なし ※「何人」は一般論として定義しないものである。解釈による補足を検討していく。</p>

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 何人も、青少年に対し、有害がん具類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。</p> <p>21条(有害広告文書の制限) 図書類又はがん具類に係る広告で、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する文書は、青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、これを有害広告文書とする。 2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>22条(利用カードの販売等の禁止) 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>24条(深夜外出の制限) 保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させてはならない。 2 何人も、正当な理由なく保護者の囑託又は承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。 3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。</p>		

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>27条の3(有害役務提供営業に係る勧誘行為の禁止) 何人も、青少年に対し、有害役務提供営業に関し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘してはならない。 2 何人も、有害役務提供営業に関し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘する行為を青少年にさせてはならない。</p> <p>28条(質受け、買受け等の禁止) 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 青少年の所持する物品を質に取り、若しくは買受け、又は当該物品の質入れ若しくは売却の委託を受けること。 (2) 青少年の所持する物品を商品券その他これに類するもので規則で定めるもの(以下この号において「商品券等」という。)と交換し、又は当該物品と商品券等との交換の委託を受けること。</p> <p>2 (略)</p> <p>29条 (着用済み下着等の買受け等の禁止) 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対し、入れ墨をするように勧誘し、又は周旋してはならない。</p> <p>30条(入れ墨の禁止) 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。 2 何人も、青少年に対し、入れ墨をするように勧誘し、又は周旋してはならない。</p> <p>31条 (みだらな性行為、わいせつな行為の禁止) 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。 3 (略)</p>		

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>31条の2 (児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) <u>何人も</u>、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。)の提供を求めてはならない。</p> <p>32条(場所の提供等の禁止) <u>何人も</u>、情を知つて、次に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋してはならない。 (1) 第29条第1項に規定する行為 (2) 第31条第1項に規定する行為</p> <p>33条 (性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止) <u>何人も</u>、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。 (1) 性風俗関連特殊営業(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。 (2) 風営法第2条第1項第1号に規定する営業の客となるように勧誘すること。</p> <p>34条 (有害薬品類等の販売等の禁止) <u>何人も</u>、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものを、不健全な目的に使用するおそれがあることを知つて、青少年に販売し、頒布し、又は贈与してはならない。</p>		

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>【何人も～要請することができる】(規則) 21条 (有害興行等の指定等の要請) 何人も、知事に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定による指定を要請することができる。</p> <p>(1) 興行又は図書類が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 同項又は条例第10条第1項 (2) 図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体が第5条の基準に該当すると認める場合 条例第13条第1項 (3) 玩具類が条例第15条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 同項</p> <p>2 何人も、広告物の内容が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、知事に対し、条例第20条第1項の規定による措置命令を要請することができる。</p> <p>○ 解説 第31条の趣旨：本条は、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をすることを禁止したものである。また、これらの行為を教えたり、見せたりすることを禁止したものです。</p>	<p>(「何人なんびと」の見える化(定義化)を検討したところ、神奈川県政策法務課より、一般論として定義しないものである旨、見解があったため、解釈による補足を検討していく。)</p>	<p>(検討の結果、法律で「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の新設をもって、保護者による性的暴行・性的虐待の抑止が見込まれることから、解釈による補足も行わない。)</p>

【トレンド、他自治体先行事例に伴うもの イ】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・有害がん具類の指定に係る見直し(15条で有害がん具類の指定及び販売等の禁止を規定)

2. 現状・他自治体状況

・現時点では、有害がん具類として指定しているのは、バタフライナイフとエアソフトガンの2つであるが、今後、社会情勢の変化やがん具類に係る犯罪の発生等を理由に有害がん具類として指定すべきがん具類が出現する可能性がある。

・例えばスポーツ等で通常に用いられている器具であっても使い方によっては危険な器具もあり、そのような物を有害がん具類として指定せざるを得ない場合、除外規定がない現行の規定では、本来の目的で使用しようとする者の活動に支障が出かねない。

・現行の規定(条例第15条第4項)にて「何人も～販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない」と規制しているが、他県では「業者」に対する規制が多く、また内容も「所持」や「販売」となっている。

【R2.8全国照会結果(青少年課)】

除外の規定内容	自治体
業務その他正当な理由がある場合を除き	静岡、群馬、山形、徳島、沖縄
業務その他正当な理由により所持する場合を除き	奈良、和歌山、佐賀
正当な理由がなく	茨城
(指定の際に)日常生活で使用されるものを除く	岩手

※各都道府県に対して、青少年に対する有害がん具類の販売等の禁止の条項に除外規定の有無について照会した結果、10県で除外規定等があるとの結果が出ている。(全国照会結果)

3. 対応の方向性

・今後、有害がん具類と指定する際、県民に過度な規制をなさないためにも、同条項に除外規定を盛り込むことを検討したところ、除外規定がかえって県民を惑わす要因となる恐れがあることから、有害指定する際に必要に応じてその旨の付記することでの補足を検討していく (R3.1時点)

⇒ 検討の結果、用途を含めて指定できない技術的問題(指定は「がん具類の種類」「がん具類の名称」「形状その他の特徴」において行われる)、用途の範囲の問題(例えば、スポーツの用途を除外とした場合の、スポーツの明確な範囲等)、条項の趣旨(青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類を有害がん具類として指定し、青少年に販売等することを禁止する規定である。)も踏まえた結果、指定の際の補足も行わない (R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するがん具類は、有害がん具類とする。</p> <p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p> <p>(2) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着</p> <p>3 第1項の指定は、告示によつて行う。</p> <p>4 何人も、青少年に対し、有害がん具類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。</p>	<p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 変更なし <u>※除外規定がかえって県民を惑わす要因にも。指定時に補足していく。</u></p>	<p>15条(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 変更なし <u>※用途を含めて指定できない技術的問題、用途の範囲の問題、条項の趣旨も踏まえた結果、指定の際の補足も行わない。</u></p>

【トレンド、他自治体先行事例に伴うものウ】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・青少年のネット利用に係る見直し(35条、38条で保護者の青少年に対する努力義務を規定)

2. 現状・他自治体状況

- ・インターネットは便利である一方で、誤った情報や有害な情報が混在しているといった問題のほか、不適切利用等に起因する犯罪に通じる危険性、インターネットに没頭する「ネット依存」の危険性、匿名性に起因した誹謗中傷等が問題視されている。

- ・県条例は、青少年インターネット環境整備法(H21.4施行)と足並みをそろえ改正等をこれまでに実施。整備法の今後の改定に向けた動きは現在見られない。なお、青少年がネット利用に係る問題に巻き込まれないようにするには、保護者自身の努力(フィルタリングサービスの活用、家庭内ルールを作る、SNSやスマホについて知識を深める)も不可欠であるが、条例では保護者自身への義務は規定していない。

- ・県条例の条項の順番が、規制の流れと一致していない。①業者がフィルタリングについて保護者へ説明する→②保護者が業者へフィルタリングしない旨の書面提出→③業者が書面保管が流れであれば、39条→37条→36条の順。

【R2.8全国照会結果(青少年課)】

青少年のインターネット利用環境適正化対策に特化した別条例の有無	自治体
制定済	岡山、徳島、香川
制定予定	山梨

※ 岡山、徳島は有害情報に係り、香川はネット・ゲーム依存に係る条例

青少年のインターネットの適正な利用時間について保護者に求める規定の有無	自治体
規定済	宮城、山口、徳島、香川、佐賀

保護者、あるいは教職員等に対して、青少年がSNSにおける誹謗中傷などをしないように求める規定の有無	自治体
規定済	宮城、佐賀

3. 対応の方向性

- ・青少年のネット利用に係る規制には保護者自身による努力を前提にした義務を課すこと、条項の順番を規制の流れに沿って並び替えることを検討していく (R3.1時点)

⇒ 趣旨が啓発に近いこと(理解に係る基準等を設けないため)、立法事実が不十分(現状・課題との因果関係を明確にできない)であることから義務を課さず見直さない。また、法務ルール上順番変更のための改正がないこと等から、順番変更も行わない (R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>38条(青少年の発達段階に応じた機能の活用)</p> <p>保護者は、青少年が携帯電話端末等を利用するに当たっては、青少年の発達段階に応じ、インターネットによる情報の閲覧をすることができる時間を制限する機能その他のインターネットの利用を制限し、又は監督する機能を活用するよう努めなければならない。</p> <p>35条(青少年のインターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</p> <p>保護者は、インターネットと接続する機能を有する機器が多様化している状況を認識し、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧(視聴を含む。以下同じ。)をすることがないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。</p> <p>2 インターネットを利用することができる端末装置(以下この項において「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設として規則で定めるものを経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。</p> <p>3 県は、前2項の規定に係る取組に資するため、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>35条(青少年のインターネットの利用に係る保護者の努力義務) ※現38条の改正</p> <p><u>保護者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 保護者は、前項を踏まえ、青少年とともにインターネットの利用に当たり順守すべき事項を青少年の発達段階に応じ定めるなど青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。</u></p> <p>36条(青少年の有害情報閲覧防止に係る保護者の努力義務等) ※現35条の改正</p> <p>保護者は、<u>前条を踏まえ</u>、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧(視聴を含む。以下同じ。)をすることがないように努めなければならない。</p> <p>2 インターネットを利用することができる端末装置(以下この項において「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設として規則で定めるものを経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。</p> <p>3 県は、<u>青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得し、又は青少年の携帯電話端末等からインターネットを利用した青少年有害情報の閲覧防止に資するため</u>、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>38条(青少年の発達段階に応じた機能の活用)</p> <p>保護者は、青少年が携帯電話端末等を利用するに当たっては、青少年の発達段階に応じ、インターネットによる情報の閲覧をすることができる時間を制限する機能その他のインターネットの利用を制限し、又は監督する機能を活用するよう努めなければならない。</p> <p>35条(青少年のインターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</p> <p>保護者は、インターネットと接続する機能を有する機器が多様化している状況を認識し、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧(視聴を含む。以下同じ。)をすることがないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。</p> <p>2 インターネットを利用することができる端末装置(以下この項において「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設として規則で定めるものを経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。</p> <p>3 県は、前2項の規定に係る取組に資するため、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>41条(関係事業者への協力依頼) 県は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることを防止し、又は青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するため、携帯電話インターネット接続役務提供者等その他の関係事業者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用に関する情報の提供、保護者又は青少年に対する啓発その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>39条(携帯電話インターネット接続役務提供者等の説明義務) 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者とする役務提供契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>(1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項 (2) 前条に規定するインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容 (3) その他規則で定める事項</p>	<p>37条(関係事業者への協力依頼) ※現41条の改正 県は、<u>第35条及び前条第1項</u>に資するため、携帯電話インターネット接続役務提供者等その他の関係事業者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用に関する情報の提供、保護者又は青少年に対する啓発その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>38条(携帯電話インターネット接続役務提供者等の説明義務) ※現39条の改正 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者とする役務提供契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。<u>第41条第1項第3号</u>において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>(1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項 (2) <u>青少年が携帯電話端末等を利用するに当たり、青少年のインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容</u> (3) その他規則で定める事項</p>	<p>41条(関係事業者への協力依頼) 県は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることを防止し、又は青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するため、携帯電話インターネット接続役務提供者等その他の関係事業者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用に関する情報の提供、保護者又は青少年に対する啓発その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>39条(携帯電話インターネット接続役務提供者等の説明義務) 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者とする役務提供契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>(1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項 (2) 前条に規定するインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容 (3) その他規則で定める事項</p>

対応前(現状)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>37条(役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出) 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。</p> <p>36条(役務提供契約の締結等) 携帯電話インターネット接続役務提供者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)を締結する場合には、次条第1項の書面(電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。)の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</p>	<p>39条(役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出) ※現37条(略)</p> <p>40条(役務提供契約の締結等) ※現36条の改正 携帯電話インターネット接続役務提供者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)を締結する場合には、前条第1項の書面(電磁的記録を含む。第38条及び次条第1項第3号を除き、以下同じ。)の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</p>	<p>37条(役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出) 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。</p> <p>36条(役務提供契約の締結等) 携帯電話インターネット接続役務提供者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)を締結する場合には、次条第1項の書面(電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。)の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</p>

対応前(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</p> <p>40条(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等) 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p> <p>(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第36条第1項の規定に違反して、第37条第1項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</p> <p>(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</p> <p>(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わないで青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>	<p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合には、前条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</p> <p>41条(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等) ※現40条の改正 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p> <p>(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、前条第1項の規定に違反して、第39条第1項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</p> <p>(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条第2項の規定に違反して、第39条第2項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</p> <p>(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第38条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わないで青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>	<p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</p> <p>40条(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等) 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p> <p>(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第36条第1項の規定に違反して、第37条第1項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</p> <p>(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</p> <p>(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わないで青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>

対応前(現状)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。	3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。	3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【トレンド、他自治体先行事例に伴うもの エ】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

- ・図書類等の定義に係る見直し(第7条で規定)

2. 現状・他自治体状況

- ・図書類とは「書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ROMその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。」と規定

- ・第1回児福審部会(書面開催)において、録音テープやフロッピーディスク等時代にそぐわないものの記載はもう必要ない旨疑義が出された。

3. 対応の方向性

- ・定義を見直す方向で検討する(R3.1時点)

⇒ 今後も時代とともに記録媒体も変化し続けていくことや他法令での例示の有無の状況を踏まえ、例示しない定義に見直す(R3.8時点)

対応前(現状)	R3.1時点对応(案)	R3.8時点对応(案)
<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)略</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ROMその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)略</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、USBメモリーその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)略</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p>

【トレンド、他自治体先行事例に伴うもの オ】青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等

1. 項目(課題)

性別記載の見直し(同性、男女、異性の表現が混在)

2. 現状・他自治体状況

- ・平成29年改正刑法において性別は不問に(強制性交等罪など)。
- ・「同性間の行為」については、行政指導指針策定に係るパブリックコメント(H30実施)において、規定していることについて疑義があり、県から条例の見直し時に検討すると回答している。

【R2.8全国照会結果(青少年課)】

条文、規則を問わず、包括指定で有害図書とする図書類の内容で、「男女」の表記、「同性間」、「異性間」の表記の有無	都道府県数
全て表記がある	1
「男女」「同性間」の表記がある	28
「男女」「異性間」の表記がある	0
「同性間」「異性間」の表記がある	3
「男女」の表記のみがある	1
「同性間」の表記のみがある	5
「異性間」の表記のみがある	0
全て表記していない※	7

※理由

- 青少年の性的感情を刺激するものを対象としており、適用範囲は、健全な一般人の社会通念から判断することとしている。性の在り方の変化も社会通念を踏まえ判断されれば足りるものとする。
- 理由は不明だが、当時の資料では、異性間、同性間、単独の行為の記述が見られる。

LGBTの概念の広がりなどに対する配慮等から、今後改正又は検討の有無について	都道府県数
改正予定である	0
検討中である	1
改正予定もなく、改正に向けた検討もなし	37

3. 対応の方向性

- ・改正刑法では、女子・男女であったところを「者」に改正しており、また時代の潮流(LGBTの視点)からも性別表現の改正・削除等を検討していく。なお、刑法を参考法令としていない個所は、現行のままとする。また、検討はパブコメの指摘を踏まえ特に「同性間」について、検討していく

⇒ R3.1時点のとおり対応(内容を、関係機関と調整中) (R3.8時点)

対応案(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>【異性】 7条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 利用カード 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 店舗型有害役務提供営業 店舗を設けて役務を提供する営業であつて、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの(風営法第2条第1項、第6項及び第11項に規定する営業を除く。)をいう。</p> <p>ア 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の規則で定める姿により専ら異性の客に接する営業であつて、客の性的感情を刺激するおそれがあるもの</p> <p>イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの(アに該当するものを除く。)</p> <p>ウ 個室又はこれに類する設備として規則で定めるもの(以下「個室等」という。)を設け、専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業(アに該当するものを除く。)</p> <p>エ 客に飲食させる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものであつて規則で定めるもの(アに該当するものを除く。)</p> <p>オ 個室等を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業で規則で定めるもの(ア及びイに該当するものを除く。)</p>	<p>【異性】 7条(定義) 変更なし ※参考法令は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、少年法、民法、児童福祉法、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</p>	<p>【異性】 7条(定義) 変更なし ※参考法令は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、少年法、民法、児童福祉法、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</p>

対応案(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>(11) 無店舗型有害役務提供営業 人を派遣して役務を提供する営業であつて、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの(風営法第2条第7項に規定する営業を除く。)をいう。</p> <p>ア 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の規則で定める姿により専ら異性の客に接する営業であつて、客の性的感情を刺激するおそれがあるもの</p> <p>イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの(アに該当するものを除く。)</p> <p>ウ 個室等において専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業(アに該当するものを除く。)</p> <p>エ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業(ア及びイに該当するものを除く。)</p> <p>19条(自動販売機等に関する適用除外) 前3条の規定は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号の営業を除く。)、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置される自動販売機等については、適用しない。</p> <p>27条(個室等営業施設に係る制限等) 知事は、個室等を設けて営む営業の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該営業に係る施設の全部又は一部を青少年に有害な施設として指定することができる。</p> <p>(1) 専ら異性を同伴する客に飲食させる営業(風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業を除く。)</p> <p>(2) 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業(風営法第2条第1項及び第11項に規定する営業並びに店舗型有害役務提供営業に該当するものを除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>19条(自動販売機等に関する適用除外) 変更なし ※参考法令は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p> <p>27条(個室等営業施設に係る制限等) 変更なし ※参考法令は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、労働基準法</p>	<p>19条(自動販売機等に関する適用除外) 変更なし ※参考法令は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p> <p>27条(個室等営業施設に係る制限等) 変更なし ※参考法令は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、労働基準法</p>

対応案(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
<p>【同性】(規則) 3条(有害図書類とする図書類等の内容) 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア～イ(略) ウ <u>男女間又は同性間の愛ぶの姿態</u> エ～カ(略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交又はこれを連想させる行為</u> イ <u>強姦(かん)その他の陵辱行為</u> ウ <u>同性間の行為</u> エ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2(略)</p> <p>【男女】(規則) 2条(有害興行等の指定の基準) 条例第9条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) <u>男女の肉体の全部又は一部を露骨に描写し、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。</u> (2)～(5)(略) 2(略) 3(略)</p> <p>3条(有害図書類とする図書類等の内容)※再掲 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア～イ(略) ウ <u>男女間又は同性間の愛ぶの姿態</u> エ～カ(略)</p>	<p>【同性】(規則) 3条(有害図書類とする図書類等の内容) 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア～イ(略) ウ <u>人同士の愛ぶの姿態</u> エ～カ(略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交、性交を連想させる行為又は性交に類する行為</u> イ <u>強制性交等その他の陵辱行為</u> ウ <u>同性間の行為</u> エ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2(略)</p> <p>【男女】(規則) 2条(有害興行等の指定の基準) 変更なし ※参考法令は民法、児童福祉法、興行場法</p> <p>3条(有害図書類とする図書類等の内容)※再掲 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア～イ(略) ウ <u>人同士の愛ぶの姿態</u> エ～カ(略)</p>	<p>【同性】(規則) 3条(有害図書類とする図書類等の内容) 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア～イ(略) ウ <u>人同士の愛ぶの姿態</u> エ～カ(略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交、性交を連想させる行為又は性交に類する行為</u> イ <u>強制性交等その他の陵辱行為</u> ウ <u>同性間の行為</u> エ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2(略)</p> <p>【男女】(規則) 2条(有害興行等の指定の基準) 変更なし ※参考法令は民法、児童福祉法、興行場法</p> <p>3条(有害図書類とする図書類等の内容)※再掲 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア～イ(略) ウ <u>人同士の愛ぶの姿態</u> エ～カ(略)</p>

対応案(現状)	R3.1時点対応(案)	R3.8時点対応(案)
(2) (略) 2 (略)	(2) (略) 2 (略)	(2) (略) 2 (略)